

精神保健福祉演習Ⅰ			科目コード	CW4258
単位数	履修方法	配当年次	担当教員	
2	SR(演習)	3年以上	三城 大介ほか	



- 社会福祉学科の精神保健福祉士国家試験受験資格取得希望者のみが受講できる科目です。
 - 「精神保健福祉実習Ⅰ」(以下、精保実習Ⅰと表記)を履修する実習受講者の「精神保健福祉演習Ⅰ」(以下、精保演習Ⅰと表記)スクーリングは、下記のとおり「精神保健福祉実習指導Ⅰ」(以下、精保実習指導Ⅰと表記)との組み合わせにより開講されます。
 - 実習免除者は、「精保演習Ⅰ」のみの2日間8コマで開講されます(実習免除者向けの演習は、年1回のみ開講となりますので、日程調整にご注意ください)。
- ※今後の見直し等により、ここに記載の内容を変更する場合があります。詳しくは『With』等でご案内します。

■演習・実習指導のコマ数と組み合わせ・開講の流れ

- ◆実習受講者(精保演習Ⅰ：8コマ・精保実習指導Ⅰ：8コマ)

【精保実習Ⅰ事後指導までの流れ】

開講名：精保演習Ⅰ(精保実習Ⅰ事前指導)

※精保実習Ⅰ受講年度の5・6月頃開講

1日め 精保演習Ⅰ(1コマ) + 精保実習指導Ⅰ(3コマ) ※現場体験学習を含む

2日め 精保演習Ⅰ(4コマ)

↓

精保実習Ⅰ(福祉施設実習)

※8/1～12/25の期間に15日間以上かつ120時間以上

↓

開講名：精保実習指導Ⅰ(精保実習Ⅰ事後指導)

※精保実習Ⅰ受講年度の11・1月頃開講

1日め 精保実習指導Ⅰ(4コマ)

2日め 精保実習指導Ⅰ(1コマ) + 精保演習Ⅰ(3コマ)

- ◆実習免除者(精保演習Ⅰ：8コマ)

開講名：精保演習Ⅰ(実習免除者用)

※2月頃開講

1日め 精保演習Ⅰ(4コマ)

2日め 精保演習Ⅰ(4コマ)

科目の概要

■科目の内容

この講義は、ソーシャルワークの共通基盤に関する科目や精神保健福祉士の専門科目、それらに関連する領域や科目で学んできたことを理論や知識、技術や機能などを結び付けて相対的な理解するための科目です。

これまで学んできたことを意識し、演習の場でグループダイナミクスを意識しながら、他学生とディスカッションする事で、言語化する力やアサーションを意識して伝える力を養うとともに、さまざまな精神保健福祉のフィールドで求められる専門性を意識して学んでください。

■到達目標

- 1) ソーシャルワーク実践の共通基盤として求められる役割が説明できる。
- 2) 臨床の様々な場面に応じて求められるソーシャルワーカーの役割が説明できる。
- 3) 場面ごとのソーシャルワーカーの役割に必要な技術や知識、機能などが言語化できる。
- 4) 精神保健福祉士に必要な知識や理論、技術を総体として捉え説明することができる。
- 5) 演習の場に於けるグランド・ルールを理解したうえで、グループダイナミクスを意識したディスカッションができる。

■教科書（「精保演習Ⅱ」と共通）

日本ソーシャルワーク教育学校連盟編集『最新 精神保健福祉士養成講座 [専門科目] 7 ソーシャルワーク演習（精神専門）』中央法規出版、2021年

（スクーリング時の教科書） 上記教科書を参考程度に使用し、適宜配付する資料と併用して演習を進めます。

■履修登録条件

この科目は、「ソーシャルワーク演習」をすでに履修登録済みか、同時に履修登録をする方が履修登録できます。

■「卒業までに身につけてほしい力」との関連

とくに「専門的知識」「他者への関心と理解」「社会への関心と理解」「自他尊重的コミュニケーション力」「他者配慮表現力」「自己コントロール力」「問題解決力」を身につけてほしい。

■科目評価基準

レポート評価30%＋スクーリング評価70%

※評価はグループワークにおける協力や演習への積極的参加の度合い等から総合的に行います。なお、評価基準については、教育プログラムの質的向上を目的に適宜見直しを図り、改定していきます。

■参考図書

適宜、演習の中で紹介します。

スクーリング

■スクーリング受講申込上の注意

- ・1クラス20人以内で開講します。
- ・申込方法は、『With』でご案内します。
- ・開講日・申込締切日・受講料は、『試験・スクーリング情報ブック』または『With』をご参照ください。
- ・複数開講の場合、申込締切後に受講日程変更の申し出は受け付けできません。また、必ずしも第一希望での受講ができない場合がありますので、ご了承ください。
- ・受講許可証・受講料納入依頼書は、各受講判定日以降に発送します。
- ・クラス分けは無作為に行いますので、教員の指定はできません。
- ・公共交通機関の延着を除き、遅刻・欠席は認められません。また、スクーリング終了時間前の退席は認められません。
- ・「精保演習Ⅰ」「精保実習指導Ⅰ」または「精保実習Ⅰ」が不合格となった場合、当年度の「精神保健福祉実習Ⅱ」の申込みは無効となります。

■スクーリング受講条件

【実習受講者】「精保演習Ⅰ」(精保実習Ⅰ事前指導) スクーリング

【実習免除者】「精保演習Ⅰ」(実習免除者用) スクーリング

※最新の受講条件は、申込時の『With』でご確認ください。

- ①受講1カ月前の指定期日までに達成
 - ・「精保演習Ⅰ」1単位めレポートの提出
- ②受講当日に提出
 - ・『精神保健福祉実習Ⅰ課題ノート』
- ③受講1カ月後の指定期日までに達成（実習免除者のみ[※]）
 - ・「精保演習Ⅰ」2単位めレポートの提出

[※]実習受講者は、「精保実習指導Ⅰ」(実習Ⅰ事後指導) スクーリング受講後の指定期日までに提出

■スクーリング受講・単位認定について

●スクーリング受講 ※実習受講者・実習免除者共通

演習のスクーリングにおいては、自己紹介、学生同士の話し合いや発表・ロールプレイ等の実施を予定しており、積極的な参加が求められます。

「精保演習Ⅰ」の受講内容・成績および必要に応じて実施される面接等（実習受講者のみ対象）によって評価ならびに次年度実習受講の可否が判定されます。

●単位認定

1 単位めレポート + 「精保演習Ⅰ」スクーリング（スクーリング試験は実施しません） + 2 単位めレポート等で総合的に単位認定いたします（前項「■科目評価基準」参照）。

2 単位めレポートが再提出の場合は、再提出評価となったレポート到着後、指示された期日までに再提出を行わないとスクーリングの受講は無効になります。

この科目の最終スクーリング結果通知は、2 単位めレポートの提出締め切り後に郵送またはメールで行います。

スクーリングを欠席・不合格の場合、合格済みの1 単位めレポートは無効となります。次回以降の「精保演習Ⅰ」を申込み際は、所定の期日までに再度「精保演習Ⅰ」の1 単位めレポートの提出を行ってください。

■実習選考試験・補講演習について

実習選考試験→『学習の手引き』3章「実習選考試験」参照 ※実習受講者対象

補講演習→『学習の手引き』3章「補講演習」参照

■現場体験学習の実施について ※実習受講者対象

スクーリング受講時、または学内コンテンツとの組み合わせにより、実際の福祉事業所等において現場体験学習及び見学実習を実施します。

※スクーリング受講時に実施される場合は、組み合わせにより開講される精保実習指導Ⅰの1コマ分として実施します。

■スクーリングで学んでほしいこと

ディスカッションのグランド・ルールを理解したうえで、精神保健福祉士に必要な対人援助技術をディスカッションし、相互理解に努めてください。精神保健福祉士という職性について理解を深めてください。

■講義内容

回数	テーマ	内容
1	精神保健福祉士の演習の意義と目的	精神保健福祉士養成に必要な演習の意義を学びます
2	実践の場での原理原則	精神保健福祉士にとって必要な対人援助スキルを学びます
3	個人に対する相談援助の理解	ケースワークの展開やそこに必要なスキルを学びます
4	ケースワークの展開と事例検討	事例を通して必要なスキルや理論、知識などを深めます
5	集団に対する相談援助の理解	グループワークの展開やそこに必要なスキルを学びます
6	グループワークの展開と事例検討	事例を通して必要なスキルや理論、知識を深めます
7	コミュニティソーシャルワークの理解	CSW の展開やそこに必要なスキルを学びます
8	CSW の実践の方法と事例検討	事例を通して必要なスキルや理論、知識を深めます

※実際のスクーリングは、「精保演習Ⅰ」と「精保実習指導Ⅰ」を組み合わせで開講する（前項「■

演習・実習指導のコマ数と組み合わせ・開講の流れ」参照)。

※精保実習Ⅰ事前指導(「精保演習Ⅰ」)の1日めに「現場体験学習」、精保実習Ⅰ事後指導(「精保実習指導Ⅰ」)において、必要に応じて個別面接等を実施する。

※担当教員により、上記各回数のテーマ・内容、「精保実習指導Ⅰ」と組み合わせるテーマ・内容が異なる場合がある。

※実習免除者(「精保演習Ⅰ」: 8コマ)

■講義の進め方

この演習では板書をもとにした座学と、事例やテーマに沿ったディスカッションやロールプレイを併用して進めます。教科書は参考程度に使用します。

■スクーリング 評価基準

スクーリング中に学んだことを、到達目標の記載内容に重きを置いて評価します。

演習レポート30%+演習内容70%

※評価はグループワークにおける協力や演習への積極的参加の度合い等から総合的に行います。なお、評価基準については、教育プログラムの質的向上を目的に適宜見直しを図り、改定していきます。

■スクーリング事前学習(学習時間の目安: 5~10時間)

【実習受講者・実習免除者共通】

- 1) テキストの第1章を読み込んでおいてください。特に、ディスカッションのグラウンド・ルールやロールプレイ、演習・グループディスカッションの展開、演習を行う際の留意点について確認してください。
- 2) 「精保演習Ⅰ」1単位めレポートを作成し、期日までに提出する。
- 3) 『精神保健福祉実習Ⅰ課題ノート』を所定の部分まで完成させ、演習当日に持参し提出する。
- 4) 所定の期日までに演習受講申込受理・受講条件に定める科目の学習を終えていること(申込時の『With』参照)。

【実習受講者】

就労継続支援施設を中心に精神障害者を対象とした障害福祉サービス事業所について調べておく。

【実習免除者】

自身の現場における支援実践の課題をまとめる。

※いずれも方法は任意。

■スクーリング事後学習(学習時間の目安: 20~25時間)

【実習受講者・実習免除者共通】

「精保演習Ⅰ」2単位めレポートを作成し、期日までに提出する。(次項「■レポート課題」の課題2、申込時の『With』『試験・スクーリング情報ブック』の各課題の期日を参照)。

レポート学習

■在宅学習15のポイント

回数	テーマ	学習内容	学びのポイント
1	演習の意義と目的	精神保健福祉士になるために必要な理論と知識、技能と技術、機能を学ぶための演習の意義を知る。	ディスカッションのグランド・ルールを理解したうえで、学習内容を学ぶことの意義を知る。
2	実践における原理・原則	精神保健福祉士としての原理原則を学ぶ。	精神保健福祉士の職性に拠った対象者とも気合う視点の持ち方や立ち位置を知る。
3	個人に対する相談援助の理解	事例をとしてケースワークでの相談援助の展開を理解する。	入院時支援から地域移行支援、地域定着支援、それぞれのステージにおける精神保健福祉士のケースワークについて学びを深める。
4	集団に対する相談援助の理解 1	事例をとしてグループワークでの相談援助の展開を理解する。	シュワルツの相互作用モデルをもとに、グループワークの展開過程を理解する。
5	集団に対する相談援助の理解 2	事例を通してグループワークでの相談援助の展開を理解する。	グループワークでの展開過程、特に集団と個に対する援助のポイントを援助の展開過程ごとに理解する。
6	障害福祉サービス事業所 1	総合支援法下での地域の社会資源とそれぞれの役割を再確認する。	これまで学習してきたことを手掛かりに、地域における社会資源の役割と総合支援サービス提供の仕組みを理解する。
7	障害福祉サービス事業所 2	ケアマネジメントのプロセスと地域連携の実際を知る（テキスト事例 7 参照）。	相談支援専門員の役割やサービス等利用計画にもとづいた個別支援計画提供の実際を理解する。
8	障害福祉サービス事業所 3	就労支援事業所における就労支援の実際を知る（テキスト事例 8 参照）。	企業や就労支援機関との連携による移行支援の展開を理解する。
9	障害福祉サービス事業所 4	相談支援事業所におけるピアサポーター養成について学ぶ（テキスト事例 9 参照）。	ピアサポーターやコンシューマ・スタッフといった当事者支援者の役割と機能について学ぶ。
10	障害福祉サービス事業所 5	アウトリーチ支援の具体的な方法を理解する（テキスト事例11参照）。	アウトリーチ支援の具体的な目的やその方法、機能、留意点等を実践的に学ぶ。
11	社会福祉協議会	地域ニーズのアセスメント方法やマンパワーの活性化の方法について理解する（テキスト事例10参照）。	地域ニーズを理解するためのソーシャル・リサーチ、アナライジング、ディベロップメント、アクションといったコミュニティーワークの技法を理解する。
12	高齢者福祉施設	地域包括支援センターを中心とした地域連携によるアプローチを理解する（テキスト事例12参照）。	地域包括支援センターを地域のコアとした機関連携により、地域の課題をキャッチアップする方法や危機介入について理解を深める。
13	行政機関	保健所、精神医療審査会、基幹相談支援センター等の行政機関の地域における役割を理解する（テキスト事例14～20参照）。	地域での福祉サービスのコアとなる行政機関が日常生活で起こる様々な生活課題や緊急時の対応にどういった機能を備えているのか理解する。

回数	テーマ	学習内容	学びのポイント
14	教育機関 1	教育の場における被虐待児支援やメンタルに課題のある児童生徒への支援について理解する（テキスト事例21・22参照）。	当然のことながら教育の場であっても、児童生徒の背景には家庭があり、その背景因子を含めたアプローチが必要な状況を理解する。
15	教育機関 2	教育機関から就業へと移行する際の支援の状況、そこでの課題等を理解する（テキスト事例23参照）。	教育の場から就業する際、スムーズな職業移行を提供するために必要な合理的配慮実現の過程を理解する。

■レポート課題

【実習受講者・実習免除者共通】

1 単位め	指定特定相談支援事業所で提供されるサービス等利用計画と福祉サービス事業所で提供される個別支援計画、それぞれの目的を対比して説明しなさい。
2 単位め	合理的配慮を必要とする対象者を教育機関から就労移行する際に必要とされる社会資源の連携について、具体的な社会資源の名称と機能を明らかにしながら説明しなさい。

※提出されたレポートは添削指導を行い返却します。

■アドバイス

1 単位め
アドバイス

指定特定相談支援事業所の機能や役割と、福祉サービス事業所のそれを理解したうえで整理し比較して論じてください。

2 単位め
アドバイス

就労移行の際には、送り手である教育機関と受け手である事業者だけの関係にとどまらず、様々な社会資源がかかわる必要があります。そのことを丁寧に論じてください。

■レポートの提出方法

- 1) 1 単位につき、1 冊のレポート提出台紙を使用してください。
- 2) 1 単位のレポート文字数は、2,000 字程度ですが、最長4,000 字程度まで記入していただいても結構です。パソコン印字の場合→左右40字 ×30行 × 2 ～ 4 枚まで可。
- 3) 教員名の欄には記入しないでください。
- 4) 各レポートは、所定の提出締切日までに提出してください（『試験・スクーリング情報ブック』または申込時の『With』参照）。